

平成 28 年度事務事業評価表(一般用)

①事務事業名		担	部課コード	090900	TEL	2946-5353		
事業コード	ごみ収集事業(東部クリーンセンター)		担	東部クリーンセンター収集事務所				
091301			部					
開始年度 昭和 26 年度 → 終了年度 年度		担	グループ	収集グループ				
②事業の概要	事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託+附加			根拠法令			
	分別別計画・指針	一般廃棄物処理基本計画・環境基本計画			廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
	関連・類似事業	ごみ収集事業(西部クリーンセンター)・一般廃棄物収集運搬業務委託事業(資源循環推進課)			所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・所沢市ごみ集積所設置基準			
	総合計画の体系	章 環境・自然	節 廃棄物の減量・資源の循環	基本方針	環境に配慮したごみ処理体制の推進			
事業開始の背景	昭和25年11月に市制を施行し、翌26年10月から市民の生活環境の向上を図るため、近隣市町村では初めて自動車を購入し、市営のごみ収集・運搬事業を開始した。							
③事業の内容	目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)							
	市民の生活ごみとして集積所に排出された廃棄物の適正処理及び再資源化により、公衆衛生環境の向上及び循環型社会の確立を実現するために、分別収集を徹底し効率的に収集する。							
	対象(誰を、何を対象としているのか)		対象数	単位	平成 26 年度	21,935	t	
	市内全域の家庭から排出された廃棄物				平成 27 年度	21,522	t	
事業の具体的な内容及び実施方法								
<p>○家庭ごみの収集業務:一般廃棄物処理基本計画に基づき家庭から排出された管内のごみを収集する。</p> <p>○ごみ集積所の適正管理業務:市民及び開発業者から設置・移転要望を受けたごみ集積所について、所沢市ごみ集積所設置基準に基づく指導及び維持管理指導を行うとともに、既存のごみ集積所の分別排出状況を把握し、必要に応じて改善指導を行う(H28.3.31時点:管内集積所数4871/H27年度増加数99)</p> <p>○清掃車両整備事業:塵芥収集車の維持管理及び老朽化に伴う更新を行う(H28.3.31時点:管理車両36台)</p> <p>○ごみ集積所情報管理システムの運用管理及び保守を行う。</p>								
④経費	《会計種別》		一般会計	平成 26 年度 (千円)	平成 27 年度 (千円)	平成 28 年度 (千円)		
	予算現額			65,648	65,315	73,781		
	決算(見込み含む)			59,894	58,276			
	(非常勤特別職員) (臨時任用職員)		(0.00 人) (4.00 人)	(0.00 人) (4.00 人)			※「財源内訳」について平成28年度のみ、当初予算の内訳となっています。	
	正規職員人件費		63.50 人	553,784	60.25 人	521,765		
	事業費合計			613,678	580,041			
財源内訳	一般財源		613,678	580,041	73,781			
	国・県支出金							
	その他()							
⑤実績	項目名		項目説明	単位	H 26	H 27	H28見込み	将来目標
	活動実績	ごみ収集量	年間ごみ収集量	t	21,935	21,522	21,272	21,000
		収集経費	経費 事業費合計	千円	601,041	580,041	573,302	556,500
⑥成果	項目名		項目説明	単位	H 26	H 27	H28目標値	将来目標
	成果指標	1トン当たりの収集コスト	収集経費÷年間ごみ収集量	円	目標値 28,487	27,401	26,951	26,500
		実績			27,401	26,951	<input type="checkbox"/> 「実績」拡大図る <input checked="" type="checkbox"/> 「実績」縮小図る	
目標達成状況	どれだけ目標に近づいているかを達成率として示しています		%	達成率	104	102	↑どちらかをチェックしてください	
⑦改善点	(1)平成27年度中に改善した点(改善内容・その結果について記載してください)				(2)平成27年度成果指標の目標値が未達成の理由・分析			
	粗大ごみ訪問運び出し収集サービスを52件実施した。集積所の指導改善を76か所行った結果、66か所に改善が見られた。ごみ集積所設置基準改正にあたり、資源循環推進課、西部クリーンセンターとともに内容の整理を行った。開発事業者等にとって、より具体的に理解しやすい内容とし、平成28年4月1日より施行された。				-			
⑧評価	評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了	事業実施方法(複数選択可)	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善・効率化 <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他	理由	市民生活に必要な事業であるため、現状の市民サービスを維持しつつ、効率的な車両運用や人員配置等の改善を図る。		
		次年度予算	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	理由	収集業務に不可欠な車両の維持管理や適切な時期に更新を行うことが必要のため。			
⑨環境影響	評価日	(1)平成28年度に取り組んでいる状況			(2)今後の方向性			
		市民より家庭ごみの分別方法や粗大ごみの収集受付、動物死体の処理等、多くの問い合わせを受け、処理を行っている。また、新たなごみ集積所を設置したいとの申し入れも多く、新しい設置基準の規定に理解をいただきながら、協議を行っている。			本事業は、家庭から排出されるごみの分別による資源物の有効活用を促進し、循環型社会の確立を目指すものであり、市民理解と協力が必要であることから、ごみの分別の啓発や指導を引き続き実施していく。また、粗大ごみの訪問運び出しサービスなど行政ならではの市民サービスの充実を図っていく。			
評価日	H28.8.1	評価者職氏名	収集事務所長 當摩 卓					
⑨環境影響	有益な環境影響	2-3廃棄物の適正処理		有害な環境影響を及ぼす原因活動	車両の使用		規制を受ける環境法令等	無
							緊急事態	無